

# 「仕事の辞め時」

稲垣法律事務所

弁護士 稲垣 健吾



昭和49年寅年生まれの弁護士だけで飲む機会があった。その場で、複数の者が「もう弁護士を辞めたい。」と言っていた。仕事に飽きた、ストレスの限界である、ゴルフ三昧の生活がしたいなど、理由は様々であった。

私も、時々、仕事の辞め時を考えている。辞めた後は、大学に通って教養を高めるとともに、社会貢献活動を通じて人々との交流を深め、人格のフルモデルチェンジを図りたいと考えている。

しかし、以下に述べるとおり、私自身の言動から生じた各方面に対する義務を果たさない限り、仕事を辞められないという制約がある。

## 1、両親

私が、東京で暮らしていた両親に、「生まれたばかりの孫（私の娘）と一緒に、高知で幸せな老後を送らないか。」と誘ったことをきっかけに、両親は東京のマンションを売って、高知に移住してきたという経緯がある。そうすると、私には、両親に幸せな老後を送ってもらう義務がある。

## 2、兄

私が、埼玉で暮らしていた兄に、「私の事務所が忙しいので、高知で私の仕事を手伝ってくれないか。」と誘ったことをきっかけに、兄はそれまでのキャリアを捨て、高知に移住してきたという経緯がある（現在、兄は、私の事務所の従業員である）。そうすると、私には、兄が定年するまで事務所を維持する義務がある。

## 3、娘

娘が私の事務所に来た時に、お菓子を山ほど娘に食べさせたところ、「弁護士になれば毎日おいしいお菓子が食べられる。」と娘が誤解したことをきっかけに、弁護士になることを目指して、毎朝5時半に起きて真夜中まで勉強す

るようになったという経緯がある。そうすると、私には、娘が弁護士になれるまで弁護士を続ける義務がある。

## 4、妻

結婚の際、私は、妻に、一生幸せに…みたいなことを言ったような気がする。そうすると、私には、妻を幸せにする義務がある。

## 5、自分

私が弁護士を志したのは、中学生2年生の夏休みに、障害者施設でボランティアをしたのがきっかけであった。そこで「ヨシさん」と呼ばれていた50代の男性と、大好きなプロ野球チームの話をした。また、ヨシさん以外の老若男女とも話をしたり、折り紙遊びをしたり、散歩したりした。そうしているうちに、自分の中で、障害者と健常者を区別する気持ちが消えていくのが分かった。

その後、世の中には多種多様な区別があることを知るにつれ、弁護士になって法的知識を活用し、世の中にある境界線を一本でも多く消したい、と思うようになっていった。

以上からすると、私には、弁護士を志したときの想いを実現する義務がある。

各方面からの意見を踏まえ、上記の各義務を完全に履行するためには今から25年かかる、との算定結果になった。私の仕事の辞め時も、ほぼ同じタイミングになるだろう。令和3年簡易生命表によると、男性の平均寿命は81.47年であり、25年後の自分はまだ73才なので、大学通いも社会貢献活動も、何とか実現できそうだ。

末筆になったが、仕事を辞めるまでの間、労務管理者協議会のメンバーとして、会のために何か役に立てれば幸いである。